

淀川水系流域委員会殿

平成20年3月18日

淀川水系河川整備計画原案〔平成19年8月28日〕に対する意見

淀川水系流域委員会
元委員長 芦田和男

上記の河川整備計画原案は、治水計画は従来型のままで、それに、河川環境保全の項目を加えたようなものになっており、環境復元・保全を実現できるか疑わしい。河川環境復元・保全の目標も設定されていない。これでは結果として、従来型の治水とあまり変わらないものになる恐れがある。河川環境の復元・保全を実現するためには、従来型の治水・利水の理念を根本的に変え、自然と共生する方向へ治水・利水を向ける必要がある。この点については、第1期の淀川水系流域委員会で提言し、国土交通省近畿地方整備局もその理念を共有して基礎案はつくられた。これに対して今回の原案ではその重要な点が欠落しており、残念である。理念転換の第1は、河川環境に影響の大きいダムと河道改修による治水から容易に破堤しない堤防と流域対応を併用した治水への転換である。もう一つの点は従来の計画規模の洪水を対象とした治水計画から、いかなる洪水にたいしても少なくとも住民の生命を守り、かつ被害を最小限にくい止める治水計画への転換である。これについても上に記した自然と共生の治水に対すると同様に、越水しても容易に破堤しない堤防に強化すること、避難体制の整備、土地利用計画などの流域対応が重要であり、これを優先的に取り組む必要があるが、これについての原案の取り組みは十分でない。

また、河川環境の復元・保全に関しては保全目標を設定し、それを実現するための行動計画を流域全体を対象に作成する必要がある。その際、環境、治水・利を総合的に扱うことが大切である。そうしなければ河川環境の復元・保全と言っても絵に描いた餅になる恐れがある。

以上要するにこの原案は我々委員がいままで長い時間をかけて議論して作成した提言や意見書と大きくことになっており、現委員長の宮本氏が求めているように再提示されるようお願いしたい。

私は、整備計画原案に対する宮本委員長の意見（案）を全面的に支持する。